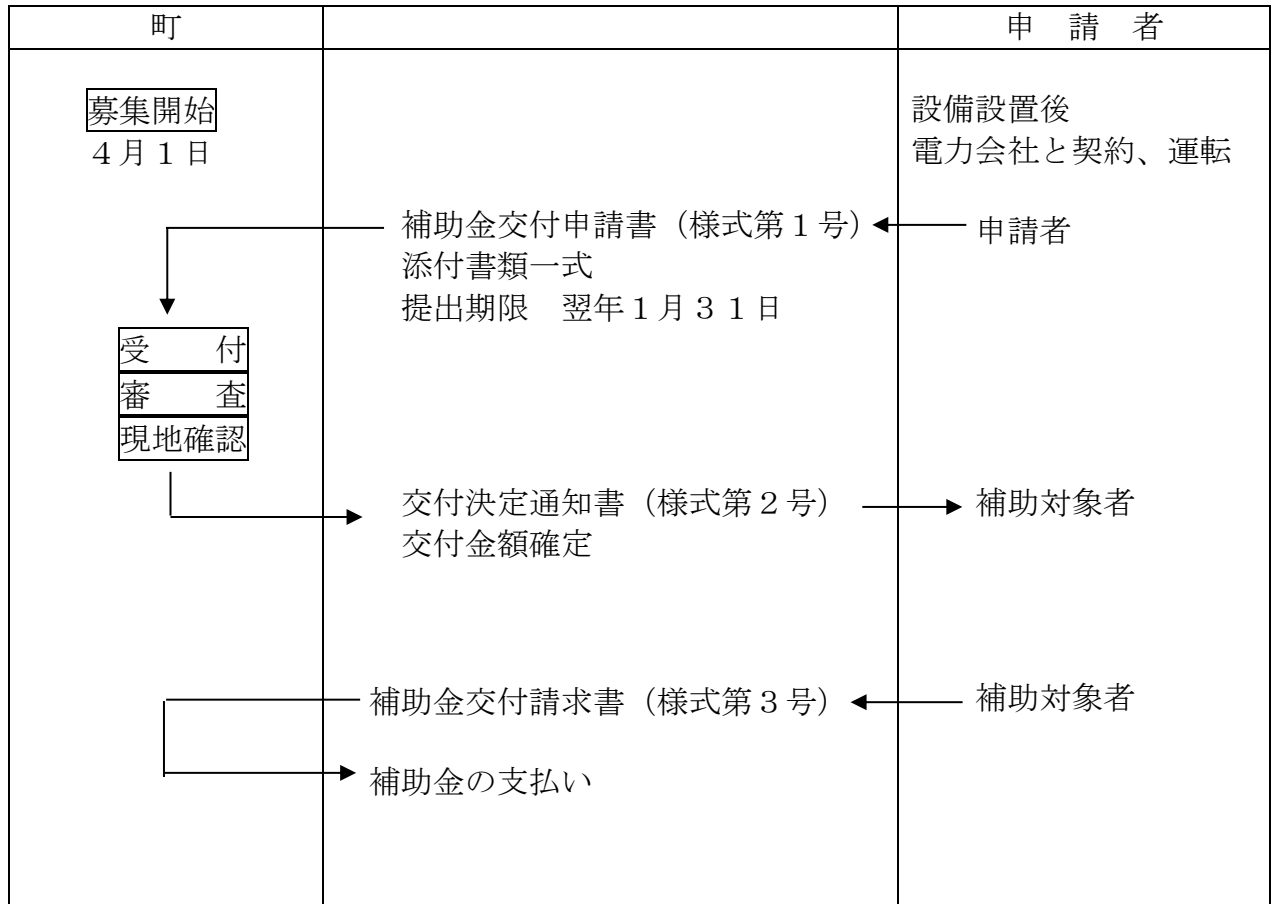


「住宅用太陽光発電システム」「蓄電池システム」導入補助金
 ー手続きの手引きー

1 手続の流れ



2 対象システム等

補助の対象となる太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）については、次のとおりです。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が10kW未満の太陽光発電システムであるもの。
- (2) 未使用品であること（中古品は対象外）。
- (3) 電力会社との太陽光受給契約確認書の受給開始日が当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの間であること。
- (4) 蓄電池システムを設置したもの。

3 補助金の額

町が補助対象者に対して交付する太陽光補助金の額は、1kW当たり3万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力（kW表示とし、小数点以下2桁未満については四捨五入。）を乗じて得た額とし、補助金額が12万円を超える場合には、補助金額は12万円とする。また、補助金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた額とする。蓄電池設置補助金の額は、1kWh当たり1万円、最大10万円。

4 申請の資格

(1) 補助対象者

町内に居住し、又は居住する目的で住宅を所有又は建築した者であって、町民税等の滞納がないもの。

5 申請の方法

補助金交付申請書（様式第1号）

添付書類

- 設置位置図（住宅地図コピー）
- 対象システム設置に係る契約書の写し
- 対象機器型式、出力・容量が確認できる書類（パンフレット等）
- 対象システム設置状況を確認できる写真
- 電力会社との太陽光受給契約確認書の写し
- その他町長が必要と認める書類

申請書受付期間は、1月31日までとします。

6 補助金交付の決定及び額の確定

町は補助金交付申請に記載の内容が要件に適合していると認めるときは、補助金交付決定を行い申請者に通知します。（交付決定にもとづき金額確定）

7 支払い

補助金交付請求書（様式第3号）

補助対象者は、交付決定通知後に補助金交付請求書を町に提出して下さい。

町は補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助対象者に支払います。

■注意点

- 工事完了後、電力会社との太陽光受給契約後の申請となります。
- 電力会社との太陽光受給契約確認書の電力受給開始日が、当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までになっている方がその年度の交付申請対象となります。
- 申請後に町税等に未納が確認された場合は、交付できない場合があります。
- 町外から転入者の場合、申請の際に以下の書類提出が必要となります。
 - ・転入前の市町村発行の完納証明書

書類提出先・問い合わせ先

丸森町役場町民税務課町民生活班（庁舎1階西側）

電話0224-72-3012

メール seikatsu@town.marumori.miyagi.jp